

年金コーナー 国民年金保険料の免除制度が変わります

国民年金制度には、日本に住む20歳から60歳までの方が加入しなければなりません、その中でも第1号被保険者(自営業、短期アルバイト、学生など)に該当する方は、毎月13,860円の保険料を納めなければなりません。

収入が少ない、失業したなど、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合は、保険料免除制度がありますのでご利用ください。

保険料免除制度には、従来から全額免除、半額納付(半額免除)の種類がありましたが、平成18年7月より4分の1納付(3/4免除)、4分の3納付(1/4免除)の種類が加わりました。これらの制度を利用するためには、申請手続きを行っていただきますが、ご本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定の基準以下であることが必要です。

保険料納付免除に承認された期間は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金などの受給資格期間に算入されます。ただし、一部納付で承認された期間、納付すべき保険料を納めない時は、受給資格期間に数えられませんのでご注意ください。

また、老齢基礎年金の年金額を計算する際には、国庫負担分が年金額に反映されるため、たとえば全額免除の期間は全額納付の場合の1/3の額となります。(4分の1納付、半額納付、4分の3納付は、それぞれ1/2、2/3、5/6となります。)

保険料納付を免除された期間は、将来受け取る年金が少なくならないよう、10年以内に納付することができます。この場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度目以降に納付する場合は経過した年数に応じて一定の加算額が加わります。

このほか、「若年者納付猶予制度」(30歳未満の方が対象)、「学生納付特例制度」(学生が対象)がありますので、国民年金保険料納付にお困りの場合は各社会保険事務所、市役所・町村役場の国民年金の窓口へご相談下さい。

☆免除や一部納付の対象となる所得基準の[めやす]

(ご夫婦は一方のみに収入がある場合、子は16歳未満)

☆平成18年度の1ヶ月の一部納付額

	一部納付額
4分の1納付	3,470円
半額納付	6,930円
4分の3納付	10,400円

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
4人世帯 (ご夫婦、子供2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

「再就職に向けての職業講習会」(1期)の開催について

(財)ふるさと島根定住財団では、厚生労働省島根労働局及び島根県の委託を受けて、県内居住者で、求職活動中の方を対象とした講習会を開催します。内容は、再就職活動に必要な知識や面接訓練など、効果的・効率的な求職技術を習得する機会を提供するものです。

開催日時・場所

地域	会場	開催日	申込締切	定員	開催場所
東 部	松 江	7月21日(金) 22日(土)	7月18日(火)	30名	松江テルサ (松江市朝日町478-18)
	出 雲	8月30日(水) 31日(木)	8月25日(金)	30名	島根県立出雲高等技術校 (出雲市長浜町3057-11)

※講習時間は午前10時から午後4時まで。

申込等について

参加費は無料ですが、事前に申込が必要です。詳しくは、下記連絡先にお問合せください。

問合せ先

[東部] (財)ふるさと島根定住財団 求職活動援助推進室

〒690-0003 松江市朝日町498-6 松江駅前第一生命ビル3階

TEL (0852) 28-1322 FAX (0852) 28-0692